

随意契約の状況		担 当 課 : 商工観光労政課商工観光係		
		契 約 日 : 令和7年4月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
ふるさと納税一 括代行業務	ポータルサイトにおける寄附受付に係る業務、返礼品発送管理、寄附者対応等	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	株式会社 さとふる	寄附額の13.2% (12%)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（競争不適）の規定に基づき、随意契約を行ったものである。 本業務は、ふるさと納税制度を活用し、ふるさと納税をされた方へ 返礼品を送ることで、感謝の意を表するとともに八雲町の魅力発信・地域産業の活性化を図るものであり、全国に広く寄附を募るための媒体としてふるさと納税ポータルサイトの活用が非常に有用である。ポータルサイトの1つである「さとふる」は、株式会社さとふるが運営するサイトであり、その他の事業者が受託することはできないため、その性質や目的が競争入札に適さないことから随意契約するもの。				